土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和８年11月17日認可した。

令和８年11月24日

香川県知事　池　田　豊　人

土地改良区名	土地改良事業名
まんのう町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）真野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上田井長田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西部３地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）佐文１地区